

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	二口地区 (二口、安吉、本田、下若、棚田、中村、本江)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 6 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内農用地の約98%が農事組合法人ファームふたくちによって経営されており、市内では最大の経営面積を誇る。スケールメリットを活かした経営を行っているものの、米価の低迷や資材価格の高騰によって、収益が上がらない。このため、若者に対して農業の魅力が伝わらず、結果として世代交代や技術の継承ができていないという現実的な課題がある。

また、定年延長による農業従事者の減少や若手世代にとっては行事や子育てが優先のため、農業に従事できないといった課題も挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主穀作を中心とした経営により、現在の耕作地の継続的な維持を図るとともに、黒大豆えだまめ「富山ブラック」やサツマイモ等の園芸作物の取組を推進する。

また、作業効率を高めるため、作業班ごとに行っている作業を地区ごとに作付け品目を定めて品目の集団化を検討するほか、将来的には作業班ごとの経営について統合していくことを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	147 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	144 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・特になし
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在の利用権設定の期間満期に併せて農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・ほ場条件の悪い地区については農業者の要望を踏まえて費用に見合った用排水路等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、農地の斡旋、技術的指導や経営の統合などの支援を行っていく。 ・花きの生産に取組む新規就農者に対して、青年等就農計画の達成が実現できるよう、継続した地域ぐるみのサポートを行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の導入を検討する。
⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。